

(様式 1 - 3)

須賀川市市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

| | | | | | |
|---|----|---------------|-----------------------|---------------|-------|
| NO. | 19 | 事業名 | 須賀川市災害公営住宅整備事業（弘法坦地区） | 事業番号 | D-4-4 |
| 交付団体 | | 須賀川市 | 事業実施主体（直接/間接） | 須賀川市（直接） | |
| 総交付対象事業費 | | 1,338,090（千円） | 全体事業費 | 1,338,090（千円） | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>東日本大震災により滅失した住宅に居住していた者などのうち、個人で住宅を再建することが困難な被災者に対して、安定的な生活再建を支援し、入居者の利便性を確保するため、市街地に災害公営住宅の整備を行う。なお、第 4 回申請において 40 戸については採択を受けているが、アンケート調査の実施で 100 戸の災害公営住宅希望結果があったことから、追加で災害公営住宅の整備を行う。</p> <p>【整備概要】 整備戸数：45 戸程度（詳細は実施設計等による）</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成 25 年度> 用地取得、測量調査・地質調査</p> <p><平成 26 年度> 基本設計・実施設計、入居希望者説明会、確認申請、工事発注</p> <p><平成 27 年度> 入居希望者現地説明会、入居者募集、入居</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>本市は、平成 23 年 4 月 28 日に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第 22 条及び同法施行令第 41 条第 2 項の規定により、国土交通大臣から 100 戸以上又は全住宅の 1 割以上が滅失している市町村である旨を告示されている。</p> <p>なお本市においては、東日本大震災により滅失したと解される全壊の建物は、平成 24 年 3 月 31 日現在で、1,249 棟となっており、その他の被害は、大規模半壊 418 棟、半壊 3,084 棟、一部損壊 10,516 棟となっている。</p> <p>また、応急仮設住宅の入居状況は平成 26 年 1 月 20 日現在、101 世帯 220 人、福島県借上げ住宅入居状況は 238 世帯 522 人となっている状況である。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |